

○伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合事務局組織規則

平成27年4月1日

規則第1号

改正 平成31年3月26日規則第1号 令和5年3月31日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合事務局設置条例（平成27年伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合条例第3号）第2条の規定に基づき、事務局の組織について定めるものとする。

(係の設置)

第2条 事務局の事務を分掌するため、総務係、施設係を置く。

(係の所掌事務)

第3条 総務係の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 組合議会に関すること。
- (2) 監査に関すること。
- (3) 公印の保管及び取扱いに関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) 規約、条例、規則等の制定及び改廃に関すること。
- (6) 公告式に関すること。
- (7) 文書の收受、発送及び管理に関すること。
- (8) 職員の人事、給与及び服務に関すること。
- (9) 財産の管理に関すること。
- (10) 組合構成市との連絡調整に関すること。
- (11) 他の係に属さない事務に関すること。

2 施設係の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 施設の管理運営に関すること。
- (2) 施設周辺の環境保全及び環境調査に関すること。
- (3) 売電事業に関すること。
- (4) 廃棄物処理手数料の管理・収納に関すること。
- (5) 地域住民との調整に関すること。

(6) 施設の見学に関すること。

(7) 佐野区への地域振興に関すること。

(職及び職務)

第4条 事務局に事務局長、参事、係長、主査、主任、副主任及び主事を置くことができる。

2 事務局長は、管理者及び副管理者の命を受けて、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 参事は、上司の命を受けて、事務局の全般的事項について意見を具申し、上司を補佐する。

4 係長は、上司の命を受けて、分掌事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

5 主査、主任、副主任及び主事は、上司の命を受けて、業務に従事する。

(職員の事務分担)

第5条 事務局長は、所属職員の事務分担を定め、管理者に報告しなければならない。なお、その事務分担を変更したときも同様とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年規則第1号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年規則第1号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。